

ひきこもり支援の枠組み

年齢	ひきこもりサポート事業(厚生労働省所管)						子ども・若者育成支援推進(内閣府所管)				
	実態把握	講習会等	サポーター	ネットワーク	居場所づくり	相談窓口	【矯正・更生】 総合相談窓口	【保健・医療】 医療及び療養支援	【福祉】 生活環境改善	【雇用】 職業的自立・就業支援	【教育】 修学支援
0歳						こころの健康相談・ひきこもり相談(保健福祉課)	こころの健康相談・ひきこもり相談(保健福祉課)				
7歳											
15歳					若者居場所づくり事業(生涯学習課) ※ちゃんくすへ委託						
18歳 20歳									広島ひきこもり相談支援センター(広島県) 東部センター(サテライト) 小泉病院	自立支援センター みはら(社会福祉協議会)	
30歳											
40歳											
50歳					ちゃんくす(市の委託事業含む)						
60歳											
64歳											

ひきこもり支援施策の推進について(令和2年10月27日地域福祉課長通知)

就職氷河期世代支援を推進するに当たり、ひきこもり状態にある方など社会参加に向けた支援を必要とする方への自治体における支援体制の構築に向けて、市区町村及び都道府県において取り組むべき事項を示したもの。

(取組の基本的な考え方)

市区町村におけるひきこもり支援体制の構築に当たっては、以下の①～③の取組が基礎

- ① ひきこもり状態にある方等が支援につながるための**ひきこもり相談窓口の明確化・周知**
- ② 地域の支援内容・体制の検討や、関係者間での支援の目標共有に向けた**支援対象者の実態やニーズの把握**
- ③ 関係機関による支援や支援の気運醸成のための**市町村プラットフォームの設置・運営**

・・・支援体制構築のための取組(★)

I 市区町村において取り組むこと

- 原則、**令和3年度末までに、上記①～③(★)の全ての取組を実施すること**
- その取組の前提として以下を実施
 - ・ひきこもり支援の企画立案等の中心的役割を担う部局の設定
 - ・関係部局間の連携による**包括的な支援体制の構築**〔支援対象者の状況に応じて適切な関係部局が連携・協働して支援を実施〕
 - ・近隣の市区町村と合同で支援体制を構築する等、地域の実情に応じた支援体制づくりの検討

II 都道府県において取り組むこと

- **管内市区町村における①～③(★)の取組状況を把握し、以下の取組や支援を実施すること**
 - ・管内市区町村における
 - ・ひきこもり支援の取組状況の把握〔市区町村における令和3年度末までの取組実施に向けた計画的な支援や都道府県の労働部局・都道府県労働局等との連携〕
 - ・それぞれの取組の意義に関する理解促進〔市区町村に向けた合同説明会や個別説明等の実施〕
 - ・取組の横展開
 - ・庁内及び関係者との調整への支援
 - ・自治体規模等の事情により単独での取組が困難な市区町村に対して、複数市区町村での広域実施や都道府県との合同実施の調整

①ひきこもり相談窓口の明確化・周知

- 相談者の年齢・性別・障害の有無等を問わず相談可能な体制を構築
- 自立相談支援機関未設置の町村においては、町村内の部局や都道府県設置の自立相談支援機関等を相談窓口とすることを検討
- 広報紙・リーフレット等により、相談窓口の名称・場所・連絡先等を、全世帯に周知するよう努める

②支援対象者の実態やニーズの把握

- 支援対象者の概数やニーズ等の支援体制や内容を検討する際の基礎となる実態の把握
- 実態把握の方法は、他の調査との一体的な実施や、都道府県と市区町村の合同実施等、地域の実情に応じた方法とする

③市町村プラットフォームの設置・運営

- 会議体を開催する必要は無く、関係者間相互の連絡体制を築くことでも足りる
- 既存の会議体の活用や都道府県による共同設置など柔軟な形態も可能
- 都道府県PFとの円滑な連携のため、市町村PFを運営する事務局を設置

市町村域

生活困窮者自立支援制度（福祉事務所設置自治体）

自立相談支援事業（必須）

- 相談内容に応じた支援（プラン作成）と適切な関係機関へのつなぎ
- 本人の状況に応じた包括的・継続的な支援
- アウトリーチ支援員の配置

つなぎ

就労準備支援事業（任意）

- 就労準備支援プログラムの作成
- 日常生活自立・社会生活自立・就労自立における支援
- 就労準備支援担当者によるひきこもりの方がいる世帯への訪問支援等の実施

ひきこもり支援に特化した事業（市町村の任意実施）

ひきこもりサポート事業

社会参加に向けた支援（任意選択で実施）

- 相談窓口、支援機関の情報発信
 - 居場所づくり
 - 実態やニーズの把握
 - 講習会・家族会等の開催
 - ネットワークづくり
 - ひきこもりサポーターの派遣
- ※ひきこもりサポーターの派遣は都道府県も実施可

ひきこもり当事者（ピアサポーター）等によるSNS・電話等による支援

SNSや電話等によるオンラインでの居場所の実施やカウンセリング相談など、リモートでのひきこもり当事者・経験者等による支援の実施

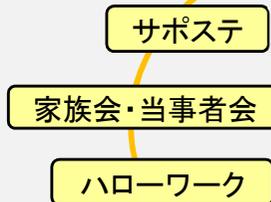
アウトリーチ

来所・電話相談

自立相談支援機関

市町村プラットフォーム

○多職種チームによる
○専門的助言
○市町村プラットフォーム
設置・運営の支援



※その他の連携先: 社会福祉協議会、民生委員、保健センター等

チームによる支援

来所・電話相談

ひきこもり地域支援センター

都道府県（指定都市）域

ひきこもり地域支援センター



ひきこもり支援コーディネーター
多職種チーム

ひきこもり地域支援センター

- ひきこもりに特化した相談窓口
- ひきこもり支援コーディネーターによる相談支援
- 関係機関により構成される連絡協議会の設置
- ひきこもりに関する普及啓発、支援情報の発信
- 市町村単位のひきこもり支援関係機関の取組支援
- 法律、医療、心理、就労等の専門職からなる多職種チームの設置

ひきこもり支援に携わる人材の養成研修事業

- ひきこもり当事者（ピアサポーター）等を含む「ひきこもりサポーター」を養成するための研修
- 市町村等のひきこもり支援を担当する職員を対象とした養成研修

国

普及啓発と情報発信

- ひきこもりに関するシンポジウムの開催
- ひきこもり支援に関する情報をまとめたポータルサイトの構築 など

I 事業の目的

- 地域におけるひきこもり支援の基盤を構築し、ひきこもり状態にある本人やその家族に対して、それぞれの状況に応じた社会参加に向けた支援を実施する。

II 事業の実施主体・補助率等

- (1) 実施主体 : 市区町村（社会福祉法人、NPO法人、家族会その他民間団体へ委託可）
※ ひきこもりサポーターの派遣は都道府県も実施可
- (2) 国庫補助率 : 1 / 2
- (3) 国庫補助基準額：市区町村の人口区分に応じて、5,000千円～11,000千円
※ 都道府県が実施する場合は、一律に5,000千円

実施自治体数(令和2年度)
123市区町村
6都道府県

III 事業内容

相談窓口、支援機関の情報発信

相談窓口や利用可能な支援機関の情報をHPや広報紙等の媒体を活用して、住民に分かりやすく発信する。

(自治体の取組例)

- ◆ホームページ・ブログでの情報発信
- ◆広報紙・パンフレット・チラシの配布
- ◆地元紙・ラジオでの情報発信



実態やニーズの把握

支援対象者の実態やニーズを把握する。

(自治体の取組例)

- ◆住民を対象としたアンケート調査の実施
- ◆支援者へのアンケート調査の実施
- ◆支援の利用者へのアンケートやヒアリングの実施



居場所づくり

ひきこもり状態にある者が、同様の状態にある者と安心して過ごすことができ、社会参加の第一歩となる居場所づくりを行う。

(自治体の取組例)

- ◆フリースペースの開設
- ◆イベント、グループワークの開催
- ◆ひきこもり女子会の開催



講習会・家族会等の開催

ひきこもり状態にある者や家族等に向けた講習会・講演会や、家族同士が交流できる家族会等を開催する。

(自治体の取組例)

- ◆家族の情報交換会、研修会の開催
- ◆専門家による講演会の開催
- ◆親子関係等の課題発見に向けたグループワークの実施



ひきこもりサポーターの派遣

ひきこもりサポーター（※）による訪問支援や居場所の運営等を実施する。

(※)ひきこもり経験者や家族等を含むひきこもり支援に関心がある者で、都道府県・市町村が実施する研修を受講した者。

(自治体の取組例)

- ◆サポーターによる訪問支援の実施
- ◆サポーターによるフリースペース運営の補助



ネットワークづくり

様々な主体と連携して、効果的な支援が実施できるよう、関係機関とのネットワークづくりを行う。

(自治体の取組例)

- ◆福祉・医療・教育・就労・大学・NPO等の関係者からなるネットワークの構築
- ◆当事者、家族、支援機関を対象としたシンポジウムの開催



背景

- 有害情報の氾濫等、子供・若者をめぐる環境の悪化
- ニート、ひきこもり、不登校、発達障害等の子供・若者の抱える問題の深刻化
- 従来の個別分野における縦割りの対応では限界

趣旨・目的

- 子供・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組み整備(基本法的性格)
 - ・ 国の本部組織や大綱、地域における計画やワンストップ相談窓口等の枠組み整備
 - ・ 学校教育法、児童福祉法、雇用対策法等関係分野の法律と相まって子供・若者育成支援施策を推進
- 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者を支援するためのネットワーク整備

子供・若者育成支援施策を推進するための枠組みづくり

〔国〕

〔地方公共団体〕

子ども・若者育成支援推進大綱

勸案

都道府県、市町村
子ども・若者計画
(努力義務)

策定

子ども・若者育成支援推進本部
(本部長:総理)

基本理念

国の基本的な施策等

- ・ 各関連分野における施策の総合的な実施
- ・ 国民の理解の増進等(国民運動の展開)
- ・ 社会環境の整備
- ・ 子ども・若者総合相談センターの体制確保
- ・ 年次報告の作成公表

社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者を地域において支援するためのネットワークづくり

- ・ 関係機関等 : 各種支援の実施 状況把握、誘導、支援内容等の周知
 - 〔相談～訪問支援(アウトリーチ)、助言、指導 医療、療養 生活環境改善〕
 - 〔修学・就業 知識技能の習得 等の支援〕
- ・ 地域協議会(地方公共団体が単独又は共同で設置): 支援内容の協議、情報の交換～秘密漏洩の禁止
 - ①調整機関: 協議会の事務の総括、構成機関等との連絡調整、支援状況の把握と連絡調整
 - ②指定支援機関: 支援状況を把握しつつ、必要に応じ自ら支援
- ・ 国 : 調査研究、人材の養成、情報の提供及び助言等の支援

保護観察所、少年鑑別所(地域援助)、少年サポートセンター等

地域若者サポートステーション、合宿型自立支援プログラム実施団体、

ハローワーク、職業訓練機関等

企業・学校

団体・NPO

保健所、精神保健福祉センター等

教育委員会等

〔矯正、更生保護等〕
心理相談等

〔雇用〕
職業的自立・就業支援

〔保健、医療〕
医療及び療養支援

子ども・若者支援
地域協議会

指定支援機関
連携
調整機関

〔福祉〕
生活環境改善

〔教育〕
修学支援

子ども・若者総合相談センター
(子供・若者に関する相談窓口)

子供・若者に関する様々な相談事項

誘導

(就業・修学等)
円滑な社会生活

※地域協議会ごとに、地域ニーズ等に応じて関係機関等により構成

地域における子供・若者育成支援ネットワーク
(イメージ) 5

三原市若者居場所づくり事業

(平成29年度事業開始)

実施の背景:

ニートやひきこもり等の社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の抱える問題の深刻化。しかし、いきなり修学・就労を目指すのではなく、
まずは安心して過ごせる居場所の重要性が増している。

目的:

青少年健全育成の一環として、ひきこもりやニートの状態にある若者の居場所を作り、社会参加に結びつける。

対象:

市内在住でひきこもりやニートの状態にある15歳以上39歳以下の者

事業内容:

- ・当事者や家族等の相談業務を行い、グループワークを行う居場所を月2回開設
- ・活動を通じて円滑に社会生活への移行できるよう支援
- ・実施場所 ちゃんくす(港町一丁目2番26号)
- ・実施日 毎月第2・4金曜日 午後

事業実績:

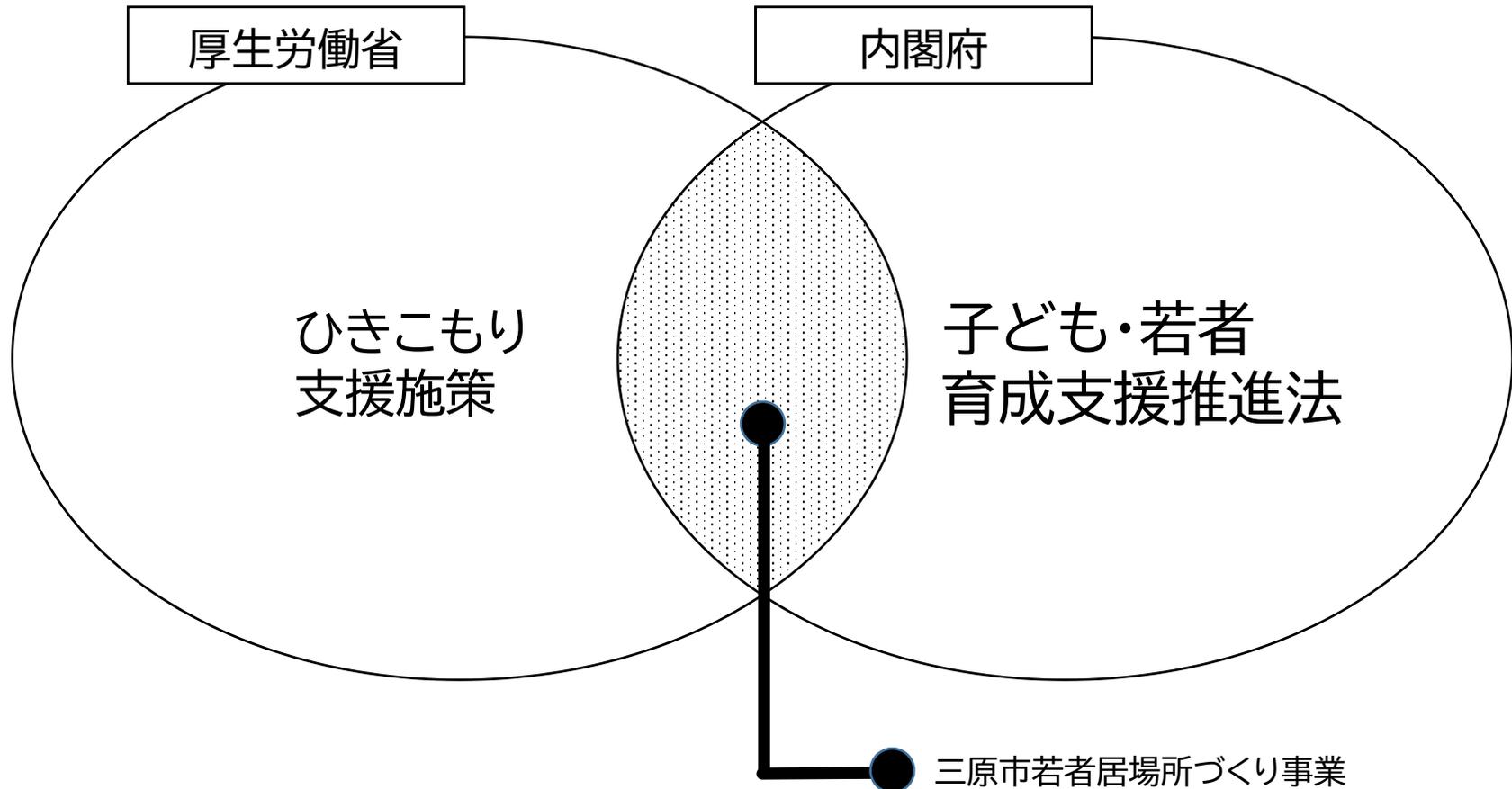
		H29	H30	H31	R2
居場所	実参加者数	3人	4人	3人	4人
	延べ参加者数	45人	70人	42人	77人
電話相談	延べ相談件数	79件	105件	197件	208件

経緯・経過:

広島県が、子ども・若者支援推進法第9条第1項に基づく県計画を平成24年に策定し、ひきこもりやニートへの支援拡充のため、県内市町にも取り組みを呼びかけたことを受けて、本市においても具体的な取り組みとして居場所づくり事業を創設したものの。

当初の目論見では居場所を設け、その参加者を対象としたグループワークを行うことで社会参加を支援することを想定していた。しかし、実際にはその前段の生活支援を中心とした電話相談が多数寄せられている。また、50歳を超える当事者に関する相談も寄せられている。

ひきこもり支援居場所づくり事業



若者：青年期(18歳から30歳未満)の者。
施策によってはポスト青年期(40歳未満)も対象。